

労働安全衛生法第 28 条第 3 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質による健康障害を防止するための指針の対象に追加する物質について（案）

労働安全衛生法第 57 条の 5 の規定に基づくがん原性試験の結果、がん原性が確認され、労働安全衛生法第 28 条第 3 項の規定に基づく厚生労働大臣が定める化学物質による健康障害を防止するための指針（以下「指針」という。）による指導が必要とされたため、指針に追加することとしている予定の物質は以下のとおりである。

- 複層カーボンナノチューブ（MWNT-7（※））
- 4-*tert*-ブチルカテコール
- メタクリル酸=2, 3-エポキシプロピル

（※）製造事業者により当該製品の名称が NT-7, NT-7K に変更されたため、これら変更後の名称の製品も含む。